

経営者等からの個人保証受入に関するご説明

三菱 UFJ 銀行

2013年12月5日の経営者保証に関するガイドライン研究会による「経営者保証に関するガイドライン」の公表を踏まえ、弊行における経営者等からの個人保証受入に関する対応についてご説明します。

1. 弊行は保証契約を締結する際、お客さま（債務者・保証人）に対し、以下3項目について確認を行い、そのうえで保証金額等を含め総合的に検討します。

- (1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られているか否か
（法人個人の一体性の解消）
- (2) 財務基盤の強化が図られているか否か
- (3) 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか否か

2. 保証履行時は以下の通り対応します。

保証履行時の履行請求は、原則として一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、以下の通り対応します。

法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか、法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないか、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか、等の点から検討し、改めて、保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。

以上

【ご参考】

1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)とは、経営者保証において合理性が認められる保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として、2013年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が共同事務局)」が公表したものです。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(1) 経営者保証は、一般に法人と経営者個人の資産・経理等を明確に分離することが困難であることや、企業の信用力の補完、情報不足に伴う債権保全の必要性等の観点から中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。

一方、ガイドラインでは、債務者において以下のような事象が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、債務者の意向も踏まえたうえで検討するとしています。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
- ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。
- ホ) 経営者から十分な物的担保の提供があること。

(2) 将来、経営改善が図られたことにより、保証を頂く必要性が解消または減少された場合には保証契約の解除・変更の可能性があります。

お客さまより申出を頂いた場合等には、金融機関は改めてガイドラインに基づき保証契約の必要性を判断することとされています。

(3) 保証履行時の履行請求額は、原則として、一律に保証金額全額に対して請求を行わず、保証履行時のお客さまの資産状況を勘案したうえで、履行請求の範囲を決定します。

また、お客さまが、ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、金融機関はガイドラインに基づき、誠実に対応することとされています。

【ガイドライン及びQ&Aの詳細は下記HPをご覧ください】

(全国銀行協会 HP) <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

(日本商工会議所 HP) <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

(金融庁 HP) <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>